

有効期間満了日 令和14年3月31日

熊組対第589号

令和3年3月15日

熊本県責任者講習実施要綱の制定について（通達）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項に規定する責任者に対する講習については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）」及び「責任者講習実施要綱の一部改正について（平成4年9月9日付け、丙暴一発第11号）」により実施しているところであるが、IT環境の充実に伴い、社会全体として、利用者の利便性向上等を目的としたオンラインによる講習会の開催が進められており、さらに、今般のコロナ禍を踏まえた感染防止対策も考慮した上で、適正かつ効果的な責任者講習を開催するため、開催方式にオンライン講習を導入することとし、別添のとおり「熊本県責任者講習実施要綱」を制定したので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、本要綱は、令和3年4月1日施行とする。

別添

熊本県責任者講習実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する責任者（以下「責任者」という。）に対する同条第2項の講習（以下「責任者講習」という。）に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、その適正な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(開催方式)

第2 責任者講習は、会場に集合して行う責任者講習（以下「集合講習」という。）と、インターネットのオンラインを利用して行う責任者講習（以下「オンライン講習」という。）の2種類の開催方式により実施するものとする。

(責任者講習の頻度等)

第3 責任者講習は、定期講習、選任時講習及び臨時講習の別に施行規則第18条第2項に定める頻度で責任者が受講できるよう実施するものとする。

2 集合講習の1回の受講者数は、おおむね30人から100人までとし、オンライン講習に関しては、適正に運用できる範囲までとする。

3 選任時講習を受けた責任者に対しては、当該年度に限り定期講習を行わないものとする。

(講習時間)

第4 責任者講習の講習時間は、定期講習、選任時講習、臨時講習いずれも3時間とする。

(責任者講習実施基準)

第5 責任者講習の種別ごとの講習事項、講習細目、内容等及び時間は、別表の「責任者講習実施基準」のとおりとする。

(学級編成)

第6 責任者講習は、原則として、講習の種別ごとに、事業所の所在地及びその地を管轄する警察署の別等を勘案し、かつ、責任者の経験の別に学級を編成して実施しなければならない。

2 責任者講習は、次に掲げる業種に属する事業者（法第14条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に係る責任者の別に学級を編成して行うよう努めなければならない。

ただし、共通の講習事項に関しては、複数の業種に属する事業者に係る責任者に対し、責任者講習を併せて行うことができる。

(1) 風俗営業

(2) 飲食店営業（風俗営業に該当するものを除く。）

(3) 銀行業その他の金融業、証券業及び保険業

(4) 建設業及び不動産業

(5) 卸・小売業、製造業その他の事業

(講習の場所)

第7 集合講習は、受講者の利便を勘案しつつ、受講者数に応じて警察署単位、ブロック（複数の警察署の管轄を統合した区域）単位に設定し、警察署又は講習に適する施設において実施するものとする。

2 オンライン講習は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）、警察本部又は講習に適する施設から配信し、受講者は、各自のインターネット端末にて受講するものとする。

(講習の方法)

第8 責任者講習は、講習指導員及び必要に応じて部外講師が、実際的かつ具体的な内容を重点に、講義式又は対話式及び視聴覚教材の利用など、当該講習の受講対象者に応じた効果的かつ多角的な教育手法を採用して実施するものとする。

2 責任者講習に使用する教材は、次に掲げるもので組織犯罪対策課長と暴追センターで協議の上、決定したものとする。

(1) 不当要求（法第14条第1項に規定する不当要求をいう。以下同じ）による被害を防止するために必要な知識技能及び不当要求に対応する使用人等の対応方法に関する教本

(2) 暴力団員による不当な行為の実態その他暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する資料

(講習計画)

第9 熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、毎年度、講習の種別ごとに、受講者の見込み数、講習能力等を勘案して、施行規則第18条第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた講習計画を策定しなければならない。

(1) 講習事項の実施細目に関する事項

(2) 講習時間に関する事項

(3) 学級編成に関する事項

(4) 使用する教材その他責任者講習の方法に関する事項

(5) 講習体制及び部外講師の選定に関する事項

(6) 講習実施の時期及び回数に関する事項

(7) 責任者講習を行う場所に関する事項

(8) その他責任者講習の実施に関し必要な事項

(責任者の届出受理)

第10 組織犯罪対策課長は、事業者から施行規則第17条第1項の規定による届出を受理した場合、公安委員会に報告するものとする。

(受講者名簿)

第11 公安委員会は、施行規則第17条第1項の規定により届出のあった責任者につき、1回の講習ごとに責任者講習受講対象者名簿（別記様式第1号）を作成するものとする。

(責任者講習の通知)

第12 公安委員会は、責任者講習受講対象者名簿に基づき、集合講習については、施行規則第19条第1項の責任者講習通知書と同条第2項の責任者講習受講申込書

を作成し、これを講習予定日の30日前までに到達するように、通常の手配による郵便により受講者に送付するものとする。

- 2 オンライン講習については、暴追センターのホームページや前項の集合講習と同様の郵便による送付等にて開催を通知するものとする。

(受講者名簿の確定)

第13 組織犯罪対策課長は、施行規則第19条第2項の規定により責任者講習受講申込書の提出を受けたときは、受講申込受付期間の終了後速やかに、提出を受けた同申込書を取りまとめなければならない。

- 2 前項の規定により申込書を取りまとめた組織犯罪対策課長は、責任者講習受講対象者名簿に受講申込の有無を記載し、責任者講習受講予定者名簿（別記様式第2号）を作成しなければならない。

(委託先)

第14 公安委員会は、責任者講習を委託するときは、暴追センターに対して行うものとする。

(委託する事務の範囲)

第15 公安委員会が暴追センターに責任者講習の実施を委託する場合における委託する事務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 講習指導員及び部外講師の確保
- (2) 責任者講習の実施
- (3) 受講修了書の作成及び交付
- (4) 第8条第2項の責任者講習用教材の配布
- (5) 講習会場の選定及び管理
- (6) その他責任者講習に関する事務

(委託契約において明示すべき事項)

第16 公安委員会は、責任者講習を委託するときは、責任者講習を実施するに当たって、責任者講習の委託を受けた暴追センターにより、次に定める事項が遵守されるように、委託契約においてこれらの事項を明示しなければならない。

- (1) 施行規則及び前第2条から第8条までの規定に従うこと。
- (2) 暴追センターは、次に掲げる要件に該当する者のうちから講習指導員を選任しなければならないこと。
 - ア 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第4条第1号及び第2号に該当する者であること。
 - イ 不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するための活動に従事した経験の期間が通算して3年以上であり、かつ、責任者講習における講習の指導について十分な知識及び技能を有すると認められる者であること。
- (3) 暴追センターは、部外講師に行わせる場合のほか、責任者講習における受講者の指導には、講習指導員以外の者を従事させてはならないこと。
- (4) 暴追センターは、講習指導員が次のいずれかに該当することとなったときは、当該講習指導員を解任しなければならないこと。
 - ア (2)の要件を欠くに至ったとき。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

ウ 講習指導員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(5) 暴迫センターは、公安委員会の策定した講習計画に基づいて責任者講習を実施しなければならないこと。

(6) 暴迫センターは、講習計画に基づき責任者講習実施計画書（別記様式第3号）を作成し、公安委員会に提出しなければならないこと。

(7) 暴迫センターは、責任者講習実施計画書に記載した事項の変更（軽微なものを除く。）をする場合には、変更した事項を公安委員会に届け出なければならないこと。

(8) 暴迫センターは、その月の責任者講習実施結果につき、責任者講習実施結果報告書（別記様式第4号）により、翌月10日までに公安委員会に報告しなければならないこと。

(9) 暴迫センターは、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、責任者講習事務の実施状況を明らかにしておかななければならないこと。

ア 責任者講習実施計画書の写し

イ 責任者講習実施結果報告書の写し

ウ その他責任者講習の実施に関する関係書類

(10) オンライン講習を実施する際は、セキュリティ対策を講じること。

第17 公安委員会は、責任者講習を委託した場合には、第13第2項の規定により作成した責任者講習受講予定者名簿の写しを暴迫センターに送付するものとする。

※ 別表、別記様式（略）